

静岡県選挙管理委員会規程第5号

静岡県選挙管理委員会の委員長が専決処理する事項等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月17日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

静岡県選挙管理委員会の委員長が専決処理する事項等に関する規程の一部を改正する規程

静岡県選挙管理委員会の委員長が専決処理する事項等に関する規程（昭和49年静岡県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 静岡県選挙管理委員会規程（昭和49年静岡県選挙管理委員会規程第1号）第12条の規定により、静岡県選挙管理委員会の委員長（以下「委員長」という。）が専決処理する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の2（（政治団体の名称等））及び第19条の2（（資金管理団体の名称等））の<u>公表</u>並びに第20条（（政治団体の収支報告書））の<u>要旨の公表</u></p>	<p>第1条 静岡県選挙管理委員会規程（昭和49年静岡県選挙管理委員会規程第1号）第12条の規定により、静岡県選挙管理委員会の委員長（以下「委員長」という。）が専決処理する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の2（（政治団体の名称等））、<u>第17条（（政治団体の解散等））</u>、第19条の2（（資金管理団体の名称等））及び第20条（（政治団体の収支報告書））の<u>公表</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。